別記第16号様式から別記第21号様式までにより連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を、別記第８号様式、別記第９号様式及び別記第11号様式により連結附属明細表を作成すること。

⑿　個別財務諸表

別記第１号様式から別記第12号様式まで及び別記第14号様式により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表を作成すること。

別記第三十三号様式（第十五条（第二十五条において準用する場合を含む。）関係）

【表紙】

【提出書類】　確認書

【根拠条文】　□特定複合観光施設区域整備法第28条第７項

□特定複合観光施設区域整備法第28条第12項において準用する同条第７項

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【名称】

【代表者の役職氏名】

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

１【財務報告書の記載内容の適正性に関する事項】

２【特記事項】

（記載上の注意）

１　該当する□にレ印を付けること。

２　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第５号）第４号の２様式に準じて記載すること。

別記第三十四号様式（第十八条関係）

【表紙】

【提出書類】　財務報告に係る内部統制報告書

【提出先】　カジノ管理委員会及び国土交通大臣

【提出日】　年　月　日

【名称】

【代表者の役職氏名】

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

３【評価結果に関する事項】

４【付記事項】

５【特記事項】

（記載上の注意）

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第62号）第１号様式に準じて記載すること。